

議案第二一四号

特別会計一時借入金について

昭和三十七年度特別会計 国民健康保険 簡易水道 観光施設事業  
歳出予算内の支出に充てるため次のとおり一時借入することができる

記

一 借入金額

特別会計 国民健康保険

参百萬円以内

特別会計 簡易水道

参百萬円以内

特別会計 観光施設事業

参百萬円以内

二 借入先

大蔵省、郵政省、山陰合同銀行、扶業相互銀行、鳥取銀行  
鳥取県国民健康保険団体連合会、三朝町農業協同組合  
鳥取県町村取員恩給組合

三 借入利率

日歩三厘五厘以内

昭和三十七年三月十日提出

三朝町長

故出 雅一 乙

昭和三十七年三月十七日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

